

津市強度行動障害者等通所特別加算事業実施要綱

平成 29 年 3 月 31 日訓第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、強度行動障害者（児）又は重症心身障害者（児）（以下「強度行動障害者等」という。）の福祉の増進を図るため、強度行動障害者等の通所支援を行う生活介護事業所等に対し、その通所支援に要する経費の一部に相当する額（以下「特別加算費」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 強度行動障害者（児） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項に規定する障害者又は同条第 2 項に規定する障害児であって、同条第 4 項に規定する障害支援区分が 6 であり、多動、自傷、異食等生活環境への著しい困難があると認められるもののうち、市長が別に定める者をいう。
- (2) 重症心身障害者（児） 法第 4 条第 1 項に規定する障害者又は同条第 2 項に規定する障害児であって、同条第 4 項に規定する障害支援区分が 6 であり、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複しているもの又は医療的ケアが必要で日常生活に著しい困難があると認められるもののうち、市長が別に定める者をいう。
- (3) 生活介護事業所等 法第 5 条第 7 項に規定する生活介護を行う事業所、同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業所、法第 77 条第 3 項の規定に基づき本市から強度行動障害者等の日中における活動の場の提供について委託を受けた事業所（以下「日中一時支援事業所」という。）並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援を行う事業所及び同条第 4 項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。

(対象事業所)

第 3 条 特別加算費は、生活介護事業所等のうち、次に掲げる全ての要件（重

症心身障害者（児）の通所支援を行う事業所にあつては、第1号から第3号までの要件に限る。）を満たす事業所（以下「対象事業所」という。）に対し、強度行動障害者等の通所支援に要する経費をその対象としてこれを支給するものとする。

- (1) 生活介護事業所等の指定を受けていること（日中一時支援事業所を除く。）。
 - (2) 本市と日中一時支援事業に係る委託契約を締結していること（日中一時支援事業所に限る。）。
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）に基づく人員配置に加え、特別加算費の算定の対象となる強度行動障害者等（以下「算定対象者」という。）の通所日において算定対象者1名に対し直接処遇に当たる人員（看護師又は生活支援員とする。）1名を配置していること。
 - (4) 算定対象者の個別支援計画を3箇月ごとに見直し、行動障害軽減のための各種指導、訓練等に継続的に取り組んでいること。
 - (5) 強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者（以下「実践研修修了者」という。）により支援計画シート等の作成をしていること。
 - (6) 実践研修修了者が作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）修了者が支援を行っていること。
 - (7) 国又は地方公共団体が運営する事業所でないこと。
- （算定対象者）

第4条 算定対象者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本市から介護給付費等の支給決定又は措置決定を受けて対象事業所に通所していること。
 - (2) 障害者支援施設又は障害児入所施設の入所者でないこと。
- （特別加算費の額）

第5条 特別加算費は、算定対象者に対し1日6時間以上の通所支援を行った場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を、月を単位として支給するものとする。

- (1) 強度行動障害者（児） 1名につき1日当たり1,750円
- (2) 重症心身障害者（児） 1名につき1日当たり970円

（特別加算費の申請）

第6条 特別加算費の支給を受けようとする対象事業所は、算定対象者に対し通所支援を行った月の翌月の10日までに、次に掲げる書類を添えて市長に申請を行うものとする。

- (1) 生活介護等給付費明細書
- (2) 生活介護等利用サービス提供実績記録表
- (3) 対象事業所であることを証する書類
(特別加算費の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、特別加算費の額を決定し、対象事業所へ支給するものとする。
(不正利得の返還請求)

第8条 市長は、対象事業所が、偽りその他不正の行為により特別加算費の支給を受けたときは、当該事業所から、既に支給した特別加算費の全部又は一部を返還させることができる。
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、特別加算費の支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成29年4月1日から施行する。